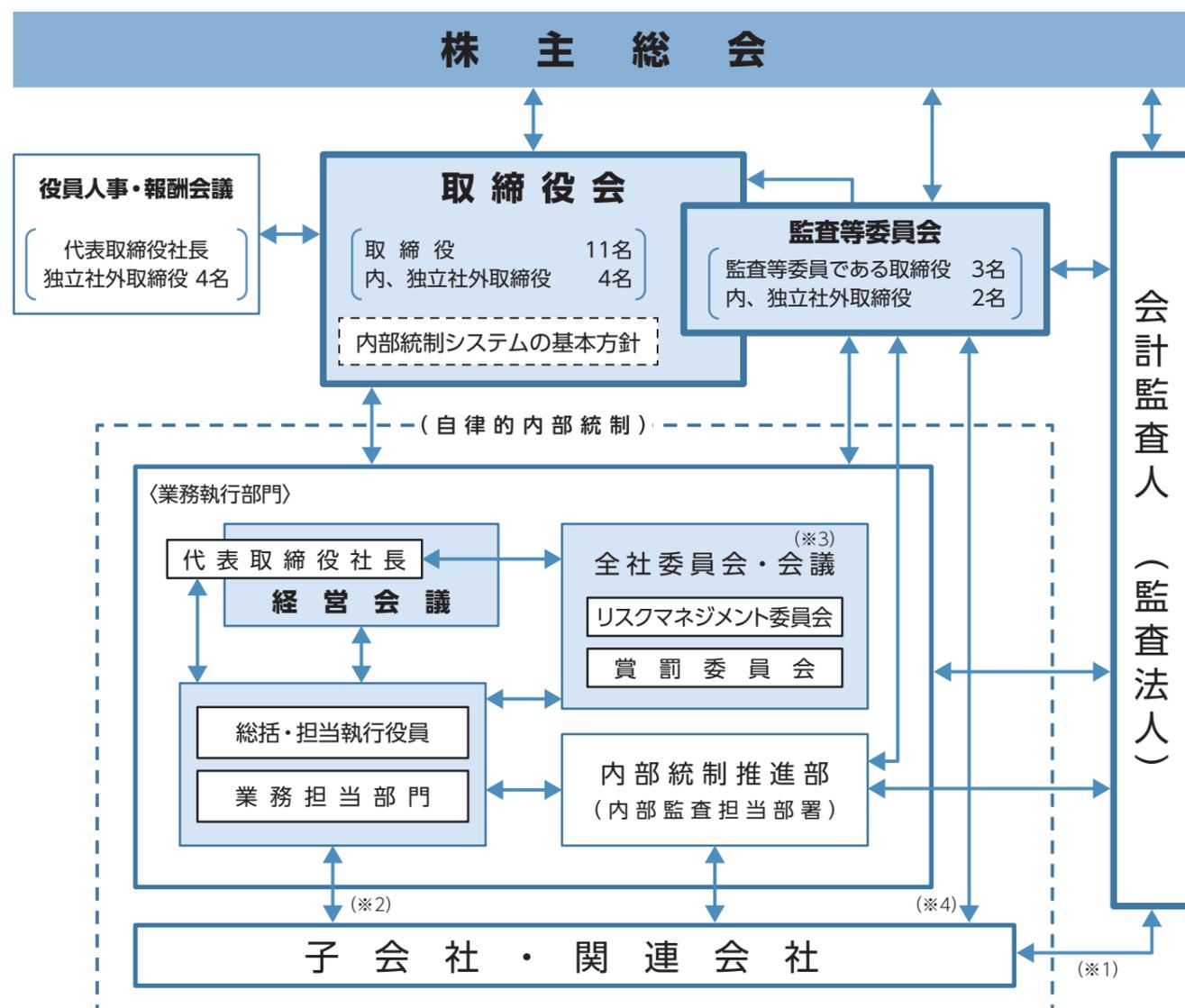


# コーポレート・ガバナンスの充実

経営理念「信頼の経営」に基づき、「高品質の特殊鋼づくり」を通じて、豊かで文化的な社会の実現に貢献するとともに、社会を構成する一員としての責任を果たすことにより、社会からの信頼の獲得を目指します。また、お客様のニーズを迅速・的確にとらえ、高品質の特殊鋼製品を適切に提供することにより、お客様からの信頼の獲得を目指します。そして、あらゆるステークホルダーの皆様とのコミュニケーションに努め、社会規範に則り自律的に行動することを通じて、人と人との信頼を築いてまいります。これらのことが、企業存続の要件であり使命であると認識しています。

これを実現するために、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、経営の効率性・健全性・透明性等の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

## コーポレート・ガバナンス体制



- (※1) 監査法人による子会社および関連会社の監査は、連結決算の監査を通じて行っております。
- (※2) 子会社および関連会社ごとに監督部署を設定しております。
- (※3) 他にも、カーボンニュートラル(CN)推進委員会、安全衛生管理委員会等の委員会・会議体を設置しております。なお、コンプライアンス違反の未然防止と再発防止のため、内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。
- (※4) 監査等委員である取締役は、必要に応じて子会社における業務および財産の状況について調査を行っております。
- (※5) 親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引が発生する場合は、その都度、独立社外取締役全員で構成される「利益相反監督委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結果を踏まえ取締役会にて決定することとしております。

## 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2022年6月24日開催の第110回定時株主総会での承認を得て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

移行により意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営方針等の議論をより充実させるとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有すること、監査等委員会が取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任や報酬等について株主総会において意見を述べる権限を有すること等により、取締役の経営に対する監督機能を強化しました。

また、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針の策定などの議論をより充実させることを目的として、定款において、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めました。これにより、業務執行につきましては、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲し、意思決定の迅速化に努めています。

## 取締役会の機能向上に向けた取り組み

当社は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会の実効性に関する分析および評価を実施しています。具体的には、取締役会の構成や運営方法、審議状況、社外役員との連携の状況など、取締役会に関連する全般的な事項について取締役会メンバーを対象としたアンケート調査を行い、その分析結果について取締役会で評価を行っています。

2021年度は、2020年度に係る実効性評価の結果を踏まえ、以下の課題を設定し取り組みました。

### <2021年度の課題と取り組み>

- (1) 全社的・中長期的な視野に立った議論の更なる充実  
2021年度から2025年度を実行期間とする中期経営計画(25年中期)を2021年4月に公表し、その進捗状況報告(半期毎)を2021年12月23日開催の取締役会にて実施し、フォローアップならびに計画の見直しといった中長期的な視野に立った議論を実施いたしました。
- (2) ESGを意識した取り組みの充実  
E: 2050年カーボンニュートラル宣言ならびに2030年ロードマップの公表、TCFD開示への賛同とその開示など  
S: 同業他社に先駆けた65歳定年制への移行、健康経営宣言など  
G: 業績連動報酬制度の見直し、改訂コーポレートガバナンスコード対応、監査等委員会設置会社への移行に向けた準備等
- (3) 社外取締役と社内取締役・監査役の対話の場の充実(2020年度から継続)
  - ① 4月30日 代表取締役と監査役と社外取締役との定期会合
  - ② 6月25日 社外取締役と監査役を対象とした工場見学会ならびに意見交換会
  - ③ 8月31日 社外取締役と監査役の意見交換会
  - ④ 12月23日 社外取締役と社内取締役の意見交換会
 以上の取り組みを踏まえた2021年度に係る実効性評価の結果、当社取締役会は有効に機能していると結論付けました。2022年度は、改めて実施したアンケート調査の結果を踏まえ、次の課題に重点的に取り組んでまいります。

### <2022年度の課題>

- (1) 役員トレーニングの機会の充実
- (2) 全社的・中長期的な視野に立った議論の更なる充実(2021年度から継続)
- (3) 社外取締役と社内取締役との対話の場の充実(2020年度から継続)
- (4) 取締役会資料の簡素化、ペーパーレス化

## 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社グループとの取引に際しては、他社との一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とすることを取締役会で決議し、社内規定に基づき必要な案件については、その取引条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違せず、かつ当該取引の実施は当社の事業にも貢献し、当社の利益を害するものではないことを取締役会にて確認しています。

また、親会社と当社少数株主の間に利益相反が生じうる重要な取引・行為等については、取締役会はその都度、独立社外取締役全員で構成される「利益相反監督委員会」を設置して対象取引等の適否を審議・検討し、その結果を踏まえて取締役会で決定することとしています。